

神戸市個人情報保護審議会 第1回 制度審議部会

議 事 録

- 1 日 時 平成15年8月29日(金) 午後3時~
- 2 場 所 神戸市役所1号館 28階 第4委員会室
- 3 出席者
 - ・神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会委員(50音順・敬称略)
宇野 聡、西村 裕三、松浦 克彦、三原 敦子、山下 淳
 - ・事務局
市民参画推進局次長 玉田 敏郎、市民参画推進局参事 杉本 和夫 他
- 4 議 題
 - (1) 制度審議部会運営要綱
 - (2) 部会長選出
 - (3) 審議項目
 - (4) 審議方法
 - (5) その他
- 5 会議資料 別紙のとおり
- 6 傍聴者 1名

議題 1（制度審議部会運営要綱）

（結論）

神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会運営要綱（案）の通り、確認された。

- ・ 個人情報保護審議会（7月23日開催）で審議・決定された制度審議部会の運営に係る内容について、事務局で整理した制度審議部会運営要綱（案）が確認された。

議題 2（部会長選出）

（結論）

西村委員を選出。

議題 3（審議項目）

（結論）

- 1 総則
- 2 個人情報の取扱い
- 3 情報化の進展と電子計算機処理
- 4 罰則
- 5 請求権等
- 6 救済等
- 7 事業者

- ・ 7項目で、ほぼ審議すべき項目が網羅されており、この項目で、今後審議を進めてはどうか。

議題 4（審議順序、スケジュール、市民意見の反映、会議の公開等）

（結論）

- 1 現行条例にない罰則、利用停止請求権に関する規定をまず検討する。残りの項目の審議順序については、罰則と利用停止請求権を検討した後に決める。
- 2 開催のスケジュールは原則として月1回とする。
- 3 審議項目を一通り審議した後、中間とりまとめを行い、市民意見を反映するため、パブリックコメントを行う。そのパブリックコメントを審議に反映し、最終的な取りまとめを行う。
場合によっては、罰則だけの中間答申をとりまとめることもある。
- 4 会議は原則公開で行う。
- 5 会議録の議事録を作成し、公開する。

（審議の順序）

- ・ 現行の条例にない罰則、利用停止請求権に関して、まず検討してはどうか。

- ・ 罰則、利用停止請求権について検討していくという形で始め、あとの順番については罰則、利用停止請求権の検討が終わった時に考えたらどうか。

(スケジュール)

- ・ 事業者に対する苦情の受け皿、苦情の対応方法については、国の基本方針が明らかにされた上でなければ、検討できないのではないか。
- ・ 今回の条例の再検討は、行政機関個人情報保護法が成立したこと等に伴う再検討であり、法律の基本方針が来年3月にならないと明らかにされないことから、それを踏まえて最終的には検討しなければいけない。
- ・ 原則月1回のペースで開催したらいいのではないか。

(市民意見の反映)

- ・ 罰則、利用停止請求権を先行して審議し、ある程度の成案ができてから、全体を一括して中間取りまとめを行い、それに対してパブリックコメントを求めるのか。そうではなく、罰則あるいは利用停止請求権について先行してパブリックコメントを求めるのか。
- ・ 利用停止請求権については、市民の方の利用ということを考えると、パブリックコメントを必ず実施しなければならないと思う。罰則については、必ずしもパブリックコメントになじむものではなく、場合により罰則だけでも中間答申することもあり得るのではないか。

市民生活に密接に関係する条例であり、神戸市民の意見をできるだけ反映できるような形にすべきだ。

- ・ 審議項目を一通り審議し終えたあたりで中間とりまとめを作成し、市民意見を反映するため、パブリックコメントをいただき、それをまたフィードバックする形で審議を継続してみてもどうか。

(会議の公開等)

- ・ 会議の公開については、神戸市個人情報保護審議会制度審議部会運営要綱で決めているように、原則公開とする。
- ・ 議事録を作成して、公開してはどうか。